

医療法人設立認可申請業務

医療法人を設立される際の行政手続きのサポートを行います。

院長先生が「**開設者**」となっているクリニック・診療所から、あらたに設立した医療法人が「**開設者**」となり、院長先生はクリニック・診療所の**管理者**になります。

この医療法人を設立しようとする理由は様々ですが、おもな理由は顧問税理士から法人化すると先生の個人所得への課税額が少なくなり節税につながる可能性がある、との説明を受けたことが大きな要因ではないでしょうか？

確かに医療法人を設立することのメリットとして節税の可能性があります、医療法人にすることの特徴は個人と法人に個人の財産を分けることにあります。そのことがメリットにもなり、反面デメリットにもなります。

また、分院や介護福祉施設などを開設する際は、法人であることが必須です。

当事務所では初回無料でしっかりとお話をきかせていただき、メリットデメリットを理解いただいたうえで、法人開設関連の手続きをさせていただきます。まずはお気軽にお問い合わせいただき、ご相談日をご予約ください。

医療法人設立の手順（分院開設定款変更もほぼ同様）

ご相談日予約

↓

医療法人設立について先生のご意向を確認

↓

ご依頼

↓

必要書類の収集（多岐にわたります）

↓

都道府県へ事前登録（都道府県によって順番が前後あるいは不要または説明会出席）

↓

定款作成

↓

設立総会開催

↓

申請書（案）を提出

↓

ヒアリングなどを経て設立認可申請提出（保健所など）

↓

設立認可

↓

法務局にて設立登記

↓ 遺言書のお問い合わせ、ご相談はこちらから（お問い合わせページへリンク）

登記届、診療所開設許可申請

↓

許可

↓

診療所廃止届・開設届

↓

厚生局へ保険医療機関廃止届・指定申請

↓

遡及指定

↓

保険診療開始

医療法人関連手続き費用

医療法務手続受託標準費用一覧

*個別の状況により、費用は上下します

*必要に応じて組み合わせ、合計金額を算出した上で正式のお見積りをご提示申し上げます。

	区分	単位/条件	税別標準費用
1	医療法人設立、診療所開設申請・届出、保険医療機関指定申請、施設基準届出	無床診療所1施設開設 開設実績ありの場合	1,000,000円～
2	医療法人定款変更認可申請（診療所追加の目的変更）	診療所1箇所追加の場合	400,000円～
3	医療法人定款変更認可申請（医療法改正に伴う定款変更）		150,000円～
4	医療法人定款変更認可申請（許可を要しない軽微な変更）		100,000円～
5	年次決算変更届出（役員変更なし/登記申請費用別途）	単年度分	100,000円～
6	年次決算変更届出（役員変更あり/登記申請費用別途）	単年度分	150,000円～
7	登記事項届（登記簿謄本取得、実費別途）	1届出あたり	10,000円～
8	役員変更届出（理事長以外の役員/議事録等作成費用含む）	1届出あたり	50,000円～
9	役員変更届出（理事長含む場合/議事録等作成費用含む・登記申請費用別途）	1届出あたり	80,000円～
10	医療法人社員変更手続き（議事録等整備）	1変更あたり	40,000円～
11	診療所の開設届（個人）	診療所1箇所の場合	100,000円～
12	診療所開設許可申請・開設届出（法人）	診療所1箇所の場合	100,000円～
13	保険医療機関指定申請	診療所1箇所の場合	70,000円～
14	生保医療機関指定申請	診療所1箇所の場合	20,000円～
15	労災医療機関指定申請	診療所1箇所の場合	70,000円～
16	保険医療機関指変更又は廃止届出	診療所1箇所の場合	10,000円～
17	保険医登録変更申請	保険医1名あたり	20,000円～
18	（各種）施設基準届出	1届出あたり	10,000円～
19	麻薬施用者（管理者）免許申請	医師1名あたり	20,000円～
20	麻薬施用者免許記載事項変更届	医師1名あたり	10,000円～
21	ご相談料	1時間あたり	10,000円～
22	出張日当（大阪府・兵庫県東外/交通費別途）	1日あたり	40,000円～
23	その他	1工数1時間あたり10,000円を基準にお見積り	

含まれないもの：消費税/印紙代などの実費/事前調査費用・登記費用（司法書士のご紹介は可能です）

経営コンサルティング費用/添付書類作成費用

含まれるもの：通信費/通常の交通費/手続きに付随するご相談